

埼玉労働局
埼玉県
平成28年4月28日

担当	埼玉労働局職業安定部 職業安定課長 進藤 容子 課長補佐 小室 幸士 電話 048-600-6208(内線 321)
	埼玉県産業労働部 就業支援課長 三宅 瑞絵 " 副課長 藤岡 晃一 電話 048-830-4530

「平成28年度 埼玉雇用施策実施方針」の策定について

○ 埼玉労働局では、本県の実情にあった雇用施策を機動的かつ計画的に推進していくため「平成28年度 埼玉雇用施策実施方針」を策定しました。

○ 「雇用施策実施方針」とは、雇用対策法に基づき、都道府県労働局長が、毎年度策定することとなっている雇用に関する施策を講ずる際の指針のことです。

○ この方針に示された労働局による雇用施策と埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることで、若者、女性、高年齢者、障害者など働く意思と能力のある埼玉県民の誰もが、持てる能力を十分に発揮する機会を得、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力が確保され、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するものです。

○ 本方針は、埼玉県知事の意見を聞きつつ策定することとなっています。
埼玉労働局長は、平成28年3月24日に、埼玉県知事に対し、本方針に示す施策を説明するとともに、労働局と県が共同で定める数値目標（11項目）の達成に向け、県と国が一体となって取り組んでいくことについて協力を求め、了承を得ました。

○ 「平成28年度 埼玉雇用施策実施方針」の概要は資料 No1 です。

○ 「平成28年度 埼玉雇用施策実施方針」は資料 No2 です。

※ 問い合わせ先（電話 048-600-6208 内線 321）
今回の公表については、埼玉労働局職業安定部までお願いします。

地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

- 県内企業からの求人開拓、求人企業の魅力発信 **県と労働局が連携**
- 就業支援サテライトにおけるキャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介までの切れ目のない就職支援 **県と労働局が連携**
- 地域の訓練ニーズを踏まえた総合的な訓練計画に基づく職業訓練 **県と労働局が連携**
- 人手不足分野（建設、福祉等）の人材確保 **県と労働局が連携**
- ハローワーク管内企業への募集、採用、職場定着までの一貫した支援の実施 **労働局**
- 県庁内に人材総合相談サポートデスクを設置し、相談、求人開拓を実施 **県**

若者・女性・障害者等の活躍促進

若者

- 新規大卒者・既卒3年以内の者対象の就職面接会を共催 **県と労働局が連携**
- 未就職者ゼロ作戦の実施、大学等との就職支援協定に基づく支援 **労働局**
- 「夢ある埼玉・就活プロジェクト」の実施 **県**

女性

- 埼玉県・さいたま市・労働局の共催による保育士合同就職面接会の開催 **県と労働局が連携**
- マザーズハローワーク等における就職支援 **労働局**
- 埼玉県女性キャリアセンターにおける相談、セミナー、職業紹介 **県**

障害者

- 埼玉県・労働局の共催による障害者就職面接会の開催 **県と労働局が連携**
- 地域の関係機関と連携したきめ細かな就労支援 **労働局**
- 障害者雇用サポートセンターによる企業支援 **県**

高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現

- 高齢者雇用アドバイザー等の活用による高齢者雇用に向けた支援 **労働局**
- 就業支援サテライト内のシニアコーナーにおけるキャリアコンサルティング、求人情報の提供、企業説明会等の実施 **県**
- セカンドキャリアセンターにおけるキャリアコンサルティング、セミナーの実施 **県**

重層的なセーフティネットの構築

- 一体的実施施設等における生活保護受給者等に対する就労支援 **労働局**
- 生活保護受給者チャレンジ支援事業による就労支援 **県**

平成28年度 埼玉雇用施策実施方針

平成28年度 埼玉雇用施策実施方針

目 次

I	趣旨	1
II	平成28年度の重点施策	1
1	地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進	1
(1)	地域における雇用創出と人材確保	1
(2)	人材育成の推進	3
(3)	人材不足分野における人材確保・育成	3
2	若者・女性・障害者等の活躍促進	4
(1)	若者の活躍促進	4
ア	新規高卒者に対する就職支援	
イ	新規大卒者等に対する就職支援	
ウ	若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進	
エ	外国人留学生への就職支援	
(2)	女性の活躍促進	7
ア	子育て女性等に対する就職支援の推進	
イ	男女均等取扱いの確保と女性の活躍推進	
ウ	男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備	
(3)	障害者の就労推進	9
(4)	がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化	10
3	高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現	11
4	重層的なセーフティネットの構築	12
III	雇用施策に関する数値目標	13

平成 28 年度 埼玉雇用施策実施方針

I 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を埼玉県知事の意見を聞いて定めたものである。

この方針に示した埼玉労働局の施策と、埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されることにより、若者、女性、高齢者、障害者など働く意思と能力のある埼玉県民の誰もが持てる能力を十分に発揮する機会を得、かつ、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力を確保し、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するものである。

II 平成 28 年度の重点施策

1 地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

(1) 地域における雇用創出と人材確保

埼玉県が創意工夫を活かして行う産業振興、雇用創出、人材育成・確保などの取組に対して、労働行政の立場から必要な支援を行うとともに、ハローワークの職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進を図る。

特に、求職者の就職機会の確保の観点から、埼玉県等と連携して求人開拓に積極的に取り組むとともに、県内企業に対して人材確保から職場定着までの一貫した支援を実施することにより、県内企業への就職の促進を図る。

また、厚生労働大臣と埼玉県知事が締結したハローワーク特区協定に基づき運営しているハローワーク浦和・就業支援サテライト（以下「サテライト」という。）については、労働局と埼玉県との連携をさらに深め、住民サービスの強化を図る。

さらに、各ハローワークは、市町村と連携した就職支援を推進するとともに、市町村による地方創生の取組に対して、必要な協力を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 自治体及び地域の経済団体と連携した求人開拓を積極的に行うとともに、求人受理時において、求人条件に合致する求職者情報を提供して、求人者が求める求職者に対して応募を勧奨するなど、積極的な充足対策を図る。
- ・ 求職者の状況、ニーズを的確に把握し、個別担当者制の支援に誘導するなど積極的なマッチングを図る。また、ハローワーク職員の資質向上のため、

キャリアコンサルタントの資格取得の促進を図る。

- ・ 「さいたま地元企業応援プラン」に基づき、自治体及び地域の経済団体と連携して、ハローワーク管内の地元企業に対し、募集、採用、職場定着までの一貫した支援を実施する。
- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善、人材育成に取り組む企業に対して、キャリアアップ助成金等の活用、「多様な正社員」の普及・拡大、ジョブ・カードを活用した雇成型訓練の実施等を推進する。
さらに、「埼玉労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けた5年間のプランに沿った取組を推進する。
- ・ 8市1町（志木市、秩父市、所沢市、川口市、さいたま市、寄居町、川越市、鴻巣市、草加市）において、ハローワークが行う職業紹介等と市町村が行う福祉等に関する業務を連携して行う一体的実施事業を引き続き実施する。
- ・ 16市（鶴ヶ島市、新座市、上尾市、戸田市、坂戸市、羽生市、三郷市、久喜市、狭山市、深谷市、加須市、富士見市、八潮市、和光市、入間市、ふじみ野市）において、ふるさとハローワークを設置し、国と市との連携により国の職業相談・職業紹介サービスと、市の提供する住民サービスにより、地域住民の就職の促進を図る。
- ・ 長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を実現するため、「働き方改革推進本部」を設置し、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 高年齢者も社会を支える側として活躍できるようセカンドキャリアセンターの設置や、働き方改革による仕事の創出、先進的な取組を行うシルバー人材センターへの助成を通して、高年齢者の就職を支援する。
- ・ 人材総合相談員を配置し、新たに県庁内に設置する「人材総合相談サポートデスク」において、企業の人材に関する相談を受け、課題解決を支援するとともに、県の有する企業情報をもとに県内企業を訪問し、高齢者や女性も働きやすい多様な求人を開拓する。さらに、開拓した求人情報を円滑にハローワークにつなぎ、早期充足を図るとともに、求人企業の魅力を積極的に情報発信し、適材適所の人材の早期確保を支援する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ サテライトにおいて、国と県が一体となって、各種セミナーの開催をはじめ、若者、女性、中高年齢者等に対して、キャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。

- ・ ハローワークと埼玉県の人材総合相談員とが緊密に連携して、県内企業の求人を開拓するとともに、求人企業の魅力等を情報発信し、人材の早期確保を図る。
- ・ ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用した取組を県内市町村が行う場合、積極的な支援を行う。
- ・ 行政、労働団体、経済団体の代表者による「埼玉県公労使会議」において非正規雇用対策をはじめ若者の定着支援、シニア・女性の活用、人材育成等、雇用・労働の課題に対する認識の共有を図り、効果的な解決策を検討する。

(2) 人材育成の推進

地域の訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備する。

埼玉県労働局が実施する業務

- ・ ハローワークが把握している求人者のニーズや求職者の動向など、訓練ニーズを埼玉県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部埼玉職業能力開発促進センターに提供・共有するとともに、適切な受講あっせん、訓練修了前からの担当者制による就職支援に取り組む。

埼玉県が実施する業務

- ・ 新規学卒者・求職者を対象に職業訓練を実施するとともに、在職者のスキルアップを支援し、ものづくり分野や環境・エネルギー、介護分野など時代のニーズに対応した人材育成を図る。

埼玉県労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 「埼玉県地域訓練協議会」の場を活用し、埼玉県内の適切かつ効果的な職業訓練の実施に向けて、埼玉県等の関係機関との必要な協議、調整を図り、地域の訓練ニーズを踏まえた総合的な訓練計画をとりまとめ、求職者等に対して職業訓練の受講の機会を提供する。

(3) 人手不足分野における人材確保・育成

人手不足の状況にある建設、福祉等の業種について、埼玉県や関係団体等と連携して、潜在有資格者の掘り起こしや就職支援、雇用管理改善に係る支援等を実施することにより、これら業種の人材確保・育成を図る。

埼玉県労働局が実施する業務

- ・ 人手不足である福祉分野（介護、看護、保育職種）や建設分野の人材確保に向けて、埼玉県や関係団体等と連携して、潜在有資格者等の掘り起こしや

就職支援等を実施する。

- ・ ハローワークによる「人材不足分野の雇用管理改善キャンペーン」や民間団体の委託事業を活用した分野ごとの雇用管理改善方策の周知により、人材不足の解消を図る事業主に対して「魅力ある職場づくり」を支援する。さらに雇用管理改善を行い、職場定着の促進などの施策を実施する事業主には、職場定着支援助成金や建設労働者確保育成助成金などの活用による支援を実施する。
- ・ 地域の人手不足産業に関して、業界団体・企業担当者等から直接話を聞く場を設けることにより、就職支援担当教諭や高校生の人材不足産業への理解促進を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 高齢者等に介護職員初任者研修等を受講させ、介護事業所に就職させた事業者研修に係る経費等を補助するとともに、当該高齢者等を雇用した介護事業所に準備金を支給する。
- ・ 結婚や出産等により離職した者（潜在介護職員）の福祉人材センターへの登録を推進するとともに、復職前研修の実施及び就職先とのマッチングにより復職を支援する。
- ・ ブランクのある看護職有資格者の職場復帰及び職場定着を促進するため、看護に関する最新の知識及び技術の習得を支援する講習会や、研修期間の指導経費相当額を県で負担する実務研修を実施する。
- ・ 潜在保育士の職場復帰を支援するため、保育士・保育所支援センターにおいて職場紹介や就職あっせん、再就職支援セミナー等を実施する。
- ・ 建設分野の人材を確保・育成するため、建設業団体などが構成員となる地域連携ネットワークを設立し、職場定着や資格取得を支援する。
- ・ 女性の少ない業界等への入職促進のため、建設業や運輸業などで活躍する女性をPRする企業説明会や高校生向け講演会、職場見学会などを行う。

2 若者・女性・障害者等の活躍促進

(1) 若者の活躍促進

ア 新規高卒者に対する就職支援

可能な限り未内定卒業者を減少させるとともに、卒業後も継続的な支援を徹底することにより未就職者の早期就職を実現する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク、サテライト内の新卒コーナー及び各ハローワークにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等を行い、新卒者や既卒者の就職促進を図る。特に、新

規高卒者に対しては、「未就職者ゼロ作戦」を展開し、就職率 100%を目指す。

- ・ 平成 28 年度大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期が変更されたことにより新規高卒予定者の採用に影響が生じないよう、求人確保について事業主に働きかけを行う。

埼玉県が実施する業務

- ・ 各高等学校を通じて、本人の承諾を得た上で未内定者、未就職者の情報を各ハローワークへ提供し、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 未内定生徒の保護者に対して、最後まであきらめずに就職活動を継続するよう、埼玉労働局長、埼玉県教育委員会教育長との連名による勸奨文を发出する。

イ 新規大卒者等に対する就職支援

大学等と連携して就職希望者の把握に努め、把握した就職希望者に対する継続的な個別支援を行うとともに、就職面接会を開催し、就職促進を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 大学等と連携した就職支援に取り組むとともに、特に就職支援協定を締結している大学等については、未内定者全員の登録を行い、個別支援を通じて、希望者全員の就職実現を目指す。また、学生の応募機会の拡大を図るため、「新規大学等卒業予定者就職面接会」を年 2 回開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク、サテライト内の新卒コーナー及び各ハローワークにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等を行い、就職促進を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 経済団体・大学と連携し、新規大学卒業者等と県内中小企業をマッチングするイベントを開催する「夢ある埼玉・就活プロジェクト」を実施する。
- ・ 県内企業で働くことの魅力を県内大学の学生に伝え、就職先の選択肢となるよう、民間企業と協同して企業参加型の授業カリキュラムを開発し、県内大学への導入を促進していく。
- ・ 採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象に、その特性に配慮した職業訓練を実施する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 既卒3年以内の者の応募機会の拡大を図るため、「既卒3年以内の方対象就職面接会」を共催する。
- ・ 新規大学等卒業予定者向けの就職面接会等を共催する。

ウ 若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進

不安定な雇用で働く若者の正規雇用化、ニート状態の若者の自立支援を推進するとともに、就職後の職場定着支援、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉わかものハローワーク等において、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナーの実施等を行う。
- ・ ニート状態の若者に対しては、地域若者サポートステーションとの連携・協力により、自立を支援する。
- ・ 埼玉わかものハローワーク及び埼玉新卒応援ハローワーク内に「在職者向け相談窓口」を開設して、就職後の職場定着支援を実施するほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。
- ・ ハローワークと協力して職場定着に積極的に取り組む事業所を「職場定着協力事業所」として労働局長が認定する制度を活用し、ハローワークと企業の連携による職場定着支援の強化を図る。
- ・ 「若者応援宣言事業」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度」については、若者と地域の中小・中堅企業をつなぐ重要な事業であるとともに、若者が詳細な企業情報を知ること、より希望に合った会社を選び、安易な離職を防止する効果もあることから、積極的に推進する。

埼玉県が実施する業務

- ・ セカンドキャリアセンター（サテライト及び県内7市、以下同じ）において、各種セミナーやキャリアコンサルティング等を実施するほか、ハローワーク等との連携により職業紹介まで一体的に支援する。
- ・ 学卒未就職者やフリーターの若者を対象に、ビジネス基礎研修と県内中小企業での現場実習等による支援を行い、正規雇用化を実現する。
- ・ ニート等の若者の就業を支援するため、若者サポートステーションと一体的に運営される「若者自立支援センター埼玉」において、相談事業や職業意識啓発事業を実施するほか、市町村と連携した保護者セミナーを開催する。

エ 外国人留学生への就職支援

海外における事業展開を目指す企業の留学生に対する人材ニーズが高まる中で、採用を検討する企業への支援と就職を希望する留学生への支援を強化する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 平成 28 年 5 月に、事業主を対象とした法律面、人材活用法等に関するセミナーを開催するとともに、留学生の就職に資する企業説明会を開催する。また、7 月には留学生を対象とした就職面接会を開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク内の「留学生コーナー」において、留学生への個別支援を実施する。また、平成 29 年 3 月大学等卒業予定者の求人については、留学生の採用意向の確認を行い、外国人留学生に対して、これらの求人情報を提供する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 海外留学を経験した若者と外国人留学生のサポート拠点として「グローバル人材育成センター埼玉」を運営し、留学支援やハローワークの求人情報を活用した無料職業紹介などの事業を行う。また、外国人留学生向け就職セミナー、グローバル人材向け就職企業説明会、留学生スタートアップガイダンスを開催する。さらに就職に結びつけるために、インターンシップ制度未導入の県内中小企業に対するインターンシップ制度導入説明会や留学生を対象としたインターンシップ面接会を新たに開催する。
- ・ 埼玉労働局や県内大学及び経済団体などからなる「グローバル人材育成センター埼玉運営協議会」を設置・運営して、埼玉県等が実施する留学生の就職支援に対して、関係機関等との連携を図る。

(2) 女性の活躍促進

ア 子育て女性等に対する就職支援の推進

県内では多くの子育て中又は子育て後の女性等が再就職を希望しているが、就業条件等により再就職が難しい状況にあることから、積極的に就職支援に取り組む。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク大宮を始め、サテライト内のマザーズコーナー及び県内 5 拠点（川口所、熊谷所、川越所、所沢所及び越谷所）において、埼玉県や市町村と連携して保育関連サービスの情報提供や子育て女性等に対する就職支援サービスを実施する。
- ・ 埼玉県、さいたま市をはじめ子育て女性等の就職支援に取り組む関係機関

を参集した「子育て求職者の就職支援協議会」を開催し、子育て求職者の就職支援ネットワークの構築を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、子育てとの両立や職業上のブランクに不安を抱える女性等に対する様々な相談に応ずるとともに、就職準備のための各種セミナーや職場体験・職場見学、ハローワークの求人情報を活用した職業紹介などにより就職支援を進める。
- ・ 本格的なスキルアップを目的とした公共職業訓練へと誘導するため、女性にとって魅力ある体験講座を実施する。

イ 男女均等取扱いの確保と女性の活躍推進

男女均等取扱いを確保し、妊娠等を理由とする不利益取扱いについて迅速・厳正に行政指導を行うとともに、女性の活躍推進を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 妊娠等を理由とする不利益取扱いについて、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、埼玉県等と連携し、未然防止に向け、効果的な周知・啓発を図る。
- ・ 女性の活躍推進を図るため、女性活躍推進法の円滑な施行を図る。埼玉県や労使団体との連携を図り、常用労働者 300 人以下の努力義務企業に対しても法律の周知及び支援を行い、女性の活躍推進に関する行動計画策定を促す。
- ・ 女性活躍推進法に基づく認定制度を周知するとともに、より多くの県内企業が認定を取得できるよう支援する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 商工団体や業界団体等と連携し、女性の職域拡大や定着支援など、女性が活躍するフィールドを拡大するとともに、各団体の推進リーダーを育成し自主的な取組を促す。
- ・ 企業における女性活躍推進を支援するため、コンサルタントやアドバイザーを派遣するとともに、経営者向けセミナー等を開催する。
- ・ 市町村における女性活躍の取組を支援するため、市町村職員向け研修会を開催するほか、講師派遣などの支援も行う。
- ・ 子育て期の女性などを対象に「在宅ワーク」という新たな働き方を普及するため、在宅ワーカーを育成するとともに中小企業とのマッチングを支援する。
- ・ 女性の活躍を応援するムーブメントを加速するため、発信力のある企業や団体等が「輝く女性応援団」として、県広報ツールやそれぞれの取組を通してウーマノミクスをPRする。

ウ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

女性のM字型の谷を引き上げていくためにも、子育てをする労働者が育児期も離職せずに継続就業をできるよう環境整備を推進するとともに、介護による離職を防ぐためにも介護休業制度等の周知を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 育児・介護を理由とした不利益取扱いには厳正な行政指導を行うとともに、埼玉県と連携し、育児・介護休業法に基づく各制度の周知徹底を図り、仕事と育児・介護の両立に取り組む企業に対する各種助成金についても活用を促す。
- ・ 企業における仕事と育児の両立支援の取組促進のため、埼玉県と連携し、改正次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを行う。
- ・ 保育士不足解消のため、待機児童が多い市町村を管轄するハローワークを保育士マッチング強化プロジェクト実施安定所に指定し、求人充足サービスを積極的に提供するとともに、埼玉県、さいたま市と共催により保育士合同就職面接会を開催する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 短時間勤務制度の活用など、仕事と子育てが両立しやすい企業として、「多様な働き方実践企業」の認定を行い、その普及を図る。
- ・ 保育所の待機児童を解消するため、認可保育所の整備のほか、企業や幼稚園と連携するなど多様な保育サービスの整備を進め、受入枠の拡大を図る。
- ・ 男性の育児休業の取得を促進するため、アドバイザー派遣や奨励金の交付などを行い、育休取得モデル企業をつくとともに、その取組を広く発信する。
- ・ 保育士の確保に向けて、ハローワークと連携して、保育士資格を持ちながら保育所で勤務していない潜在保育士を対象に再就職に向けた支援を行う。
- ・ 保育士資格取得者の県内保育所への就職を促進するため、保育士試験合格者に対する経費助成や、保育士養成校への県内保育所PR、県内保育所見学会の開催などを実施する。

(3) 障害者の就労推進

法定雇用率（2.0%）を達成するため、実効ある雇用率達成指導を推進し、より一層の障害者の雇用の場の確保と就職実現を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援

機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。また、地域の関係機関と連携・協力し、埼玉県と共催により障害者就職面接会を県内7箇所で開催する。

- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行うとともに、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチの派遣、職域開発の提案、助成金活用の周知等を積極的に行う。
- ・ 埼玉県教育局と連携し、特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、企業と生徒、保護者、教師との面談会等を実施する。また、障害者職場実習推進事業として、生徒を対象とした職場実習先の開拓及び職場実習の支援を実施する。
- ・ 「障害者に対する差別の禁止」と「障害者に対する合理的配慮の提供義務」について、事業主等への周知徹底に努め、円滑な実施に取り組む。

埼玉県が実施する業務

- ・ 障害者雇用サポートセンターを運営し、障害者雇用に理解を示す企業に対し、具体的な雇用の提案や雇用管理のアドバイスを行う。
- ・ 精神保健福祉士及び精神障害者雇用アドバイザーで構成するチーム支援により、精神障害者の受入れ企業の拡大と就業環境の整備を図るとともに、精神障害者に対する企業の理解を深めるため、実践的訓練を受け入れる企業の開拓を行う。
- ・ 企業やNPO法人等に委託して、障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就労を支援する。
- ・ 発達障害者就労支援センターを県内4か所に設置し、就労に関する相談、職業能力の評価、コミュニケーション能力等を取得する訓練、ハローワークと連携した企業とのマッチング、職場での定着までワンストップで支援する。

(4) がん等の疾病による 長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化

長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のための就職を希望する者に対する就職支援を推進する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク大宮に設置した「長期療養者職業相談窓口」において、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者の就職支援や事業主の理解の促進に取り組む。また、昨年度から実施している「埼玉県立がんセンター就労相談コーナー」でのハローワーク職員の出張相談の回数を増やし、就職支援の充実に努める。

埼玉県が実施する業務

- ・ 企業経営者向けにがん患者の就労に関する理解を高める出張啓発講座を開催するとともに、事業者向けに作成した「がん治療と仕事の両立支援のポイント」の周知を進める。
- ・ 仕事と治療の両立を図るため、埼玉県立がんセンターにおいて、がん患者や家族を対象とした個別相談を行う。

3 高年齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現

希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を促進するとともに、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に取り組む。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 高年齢者の職業能力の向上、作業環境や施設の改善、職務の再設計や賃金・人事処遇等の見直し等を検討している事業主に対して高年齢者雇用アドバイザー等の活用により、必要な相談・支援を行う。
- ・ 大宮所及び川口所において、高年齢求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や就労支援を行う。
- ・ 55歳以上を対象とした技能講習・職場体験と就職面接会等を一体的に実施するシニアワークプログラム事業を推進し、再就職の支援を行う。

埼玉県が実施する業務

- ・ 県や市町村、関係団体、有識者などで構成する「アクティブシニア応援協議会」を設置し、シニアが共に支える社会の実現を推進する。
- ・ サテライト内に「シニアコーナー」を新たに設置する。「シニアコーナー」では高年齢者の経験等を踏まえたきめ細かなキャリアコンサルティングや求人情報の提供、企業説明会等を実施し、ハローワークコーナーとの連携によりシニア専門の再就職の支援を行う。
- ・ セカンドキャリアセンターにおいて、キャリアコンサルティングやセミナーを実施するほか、ハローワーク等との連携により職業紹介まで一体的に支援する。
- ・ シルバー人材センターの先進的な取組に助成を行い、他の市町村を先導するモデル事業を構築する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県シルバー人材センター連合事業推進計画の第三次計画目標の達成に向けて、埼玉労働局、埼玉県シルバー人材センター連合等の関係者と連携・協力しつつ、会員及び就業先（派遣を含む。）の拡大等効果的な事業推進を

図る。

4 重層的なセーフティネットの構築

ハローワークと地方自治体が一体となって、生活保護受給者等の生活困窮者に対して就労支援を行い、就労による自立を促進する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、市役所等に設置したハローワーク常設窓口での職業相談・職業紹介（一体的実施事業）又は福祉事務所等への定期的な巡回相談を実施するなど、ハローワークと埼玉県及び市が一体となった就労支援を実施する。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援施策を効果的に実施できるよう「埼玉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、埼玉県等関係機関との連携を図る。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届の提出にあわせて、市役所内に臨時相談窓口を設置するなど、埼玉県や市町村と連携した児童扶養手当受給者の就労支援を重点的に実施する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 町村において、住居を喪失した又は喪失する恐れのある求職者に対して、家賃相当の住居確保給付金を給付する。
- ・ 埼玉県社会福祉協議会へ助成を行い、求職者等の自立促進を図るための総合支援資金などの生活福祉資金貸付事業を実施する。
- ・ 町村において生活保護を受給している求職者に対して、生活保護受給者チャレンジ支援事業により、就労支援専門員及び職業訓練支援員が就労相談、職業訓練の受講から求職活動まで支援を行う。
- ・ 町村の生活困窮者のうちの求職者に対して、生活困窮者自立支援事業により、就労支援員及び就労準備支援員が就労相談、職業訓練の受講から求職活動まで支援を行う。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

埼玉県と共同で定める数値目標等については、以下のとおりである。

項目	目標
ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標	
利用者数	52,000人
新規求職申込件数	5,700人
紹介就職者数(注1)	1,300人
就職確認数(注2)	4,427人
利用者の満足度	90%
平成29年3月新規高等学校・大学等卒業予定就職希望者に対する目標	
新規高等学校卒業予定就職希望者の就職内定率	平成29年6月末までに100%
大学等卒業予定就職希望者の就職内定率	平成29年4月1日までに95%以上
障害者法定雇用率達成企業数の割合	平成29年度までに60%
県の行う公共職業訓練修了者の就職率	
普通課程(施設内訓練)	平成28年度100%
短期課程(施設内訓練)	平成28年度 80%
短期課程(委託訓練)	平成28年度 70%

(注1) ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの職業紹介により就職した者の数

(注2) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける各種就職支援サービスを利用した者のうち、就職したことが確認された者(自己就職を含む。)の数